平成２７年（フ）第７４号
愛知県稲沢市日下部町立部71番地１　第３ヤマモトビル３－Ｂ
破産者　尾崎　勝俊
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１０３号
愛知県稲沢市緑町１丁目４　エムメゾン緑202号、住民票上の住所名古屋市中区松原２丁目１番22号　メゾン・ド・セティエーヌ807号
破産者　早瀬　弘一
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１４６号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷中23番地１　レオパレスベルセゾン110号
破産者　大塚　明裕
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第６８５号
兵庫県尼崎市久々知西町１丁目９番24号
破産者　藤井　　実
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８６号
兵庫県西宮市浜甲子園２丁目６番13―302号
破産者　南平　裕庸
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７号
広島市安佐南区緑井１丁目15番24号
破産者　國本　　彰
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１―119　県営春日野団地２号棟244、住民票上の住所徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇神代地１番地２
破産者　須田　弘子
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第７０号
愛媛県今治市朝倉上甲2442番地61、開始決定時の住所愛媛県今治市朝倉南甲４番地８、前住所愛媛県今治市常盤町８丁目１番10号、前々住所愛媛県今治市恵美須町３丁目１番地55
破産者　池田　嘉文
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第７１号
愛媛県今治市朝倉上甲2442番地61、開始決定時の住所愛媛県今治市朝倉南甲４番地８、前住所愛媛県今治市吉海町名843番地２
破産者　池田　貴子（旧姓渡邉）
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第７２号
愛媛県今治市伯方町木浦乙1114番地２
破産者　山城　秀文
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第１４９号
大分市大字竹中963番地の２
破産者　緒方　恭子
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５号
佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内３丁目９番27号
破産者　栗原　　繁
１　決定年月日　平成27年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３２号
山形市南一番町10番36―601号　ノヴェルコート南一番町
破産者　齋野五兵衛
１　決定年月日　平成27年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６号
群馬県館林市近藤町164番地の１
破産者　竹島　照子
１　決定年月日　平成27年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第８０５号
福岡県太宰府市梅香苑４丁目16番50号
破産者　坂本　正臣
１　決定年月日　平成27年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９４２号
福岡市中央区白金２丁目13番15―702号、前住所福岡市南区高宮２丁目１番30―701号
破産者　矢野　志保（旧姓山本）
１　決定年月日　平成27年９月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３４号
北海道苫小牧市宮前町３丁目１番35号　ハイツまるいＮＯ160―103号
破産者　高木　　拓
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２４９号
広島県山県郡北広島町新庄2681番地６
破産者　濱田　龍司
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５号
山口市泉都町５番25号
破産者　宮崎　和子
１　決定年月日　平成27年９月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係